

変更の理由書

【変更の具体的理由】

本地区計画では、建築物等の整備方針として、かき又はさくの構造の制限を設けている。

今回、協同組合松江流通センターより、植栽の維持管理に係る費用や人員確保の負担が増しているため、当該制限の緩和を求める要望があった。

本地区計画は、市街化調整区域の森林を開発した経緯から緑化を推進し、進出企業の協力により一定の目的は達せられている。

一方で、社会情勢の変化により植栽管理の負担が増大しているほか、個別敷地で植栽を行わなくても、都市計画法に基づく開発許可時点で団地全体として緑地率 25%を確保しており、法令上の問題はない。

このことから、企業の負担を軽減しつつ地区計画の目標を引き続き追求するため、かき又はさくの構造の制限のうち、フェンス設置時の「道路寄りに植栽を施す」規定を廃止する内容に文言を変更するもの。